

平成29年第3回坂町議会臨時会

会 議 録

1. 招 集 年 月 日 平成29年5月1日（月）

2. 招 集 の 場 所 坂町議会議場

3. 開 会（開 議） 平成29年5月1日（月）

~~~~~○~~~~~

4. 出席議員（12名）

|           |               |
|-----------|---------------|
| 1番 光岡美里君  | 2番 末吉克巳君      |
| 3番 岡本則夫君  | 4番 中川ゆかり君     |
| 5番 主枝幸子君  | 6番 奥村富士雄君     |
| 7番 柚木喬君   | 8番 三登信秀君      |
| 9番 瀧野純敏君  | 10番 中雅洋君      |
| 11番 大田直樹君 | 12番 川本英輔君（議長） |

~~~~~○~~~~~

5. 欠席議員

なし

~~~~~○~~~~~

6. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

|        |        |
|--------|--------|
| 町 長    | 吉田隆行君  |
| 副 町 長  | 山中裕之君  |
| 技 監    | 福代智之君  |
| 総務部長   | 新木之博君  |
| 総務課長   | 藤本大一郎君 |
| 企画財政課長 | 車地孝幸君  |
| 税務住民課長 | 大畠英司君  |
| 産業建設課長 | 西谷伸弘君  |

~~~~~○~~~~~

7. 本議会に職務のため出席した者の職氏名

| | |
|--------|-------|
| 議会事務局長 | 西谷信樹君 |
|--------|-------|

~~~~~〇~~~~~

8. 議 事 日 程

議 事

- |        |        |                                            |
|--------|--------|--------------------------------------------|
| 日程第1   |        | 「会議録署名議員の指名」                               |
| 日程第2   |        | 「会期の決定」                                    |
| 追加日程第1 |        | 「議長の辞職の許可について」                             |
| 追加日程第2 |        | 「議長の選挙について」                                |
| 追加日程第3 |        | 「副議長の辞職の許可について」                            |
| 追加日程第4 |        | 「副議長の選挙について」                               |
| 日程第3   |        | 「常任委員会委員の選任について」                           |
| 日程第4   |        | 「議会運営委員会委員の選任について」                         |
| 日程第5   |        | 「議会広報調査特別委員会委員の選任について」                     |
| 日程第6   |        | 「広島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙」                    |
| 追加日程第5 |        | 「閉会中の継続調査について」                             |
| 日程第7   | 報告第2号  | 「専決処分をした事件の報告について（上条トンネル補修工事請負契約の変更について）」  |
| 日程第8   | 報告第3号  | 「専決処分をした事件の報告について（環状線取付道路改良工事請負契約の変更について）」 |
| 日程第9   | 議案第26号 | 「坂町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて」        |
| 日程第10  | 議案第27号 | 「坂町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて」  |
| 日程第11  | 議案第28号 | 「平成29年度坂町一般会計補正予算（第1号）」                    |

~~~~~〇~~~~~

9. 議 事 の 内 容

（開会 午前10時00分）

○議会事務局長（西谷信樹君） 皆様、御起立をお願いいたします。

互礼

（一同「おはようございます」）

○議会事務局長（西谷信樹君） 御着席ください。

○議長（川本英輔議員） 皆さん、改めましておはようございます。

本日の臨時議会につきましては、何かとお忙しい中を御出席を賜り、まことにありがとうございます。

本日の日程につきましては、先ほど、全員協議会で議会運営委員長のほうから説明がございましたので、どうぞ御審議のほどお願いしたいと思います。

ただいまの出席議員は12名であります。

会議成立のための定足数に達しております。

これより、平成29年第3回坂町議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

これより、議事に入ります。

日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員には、坂町議会会議規則第125条の規定により、議長において、1番光岡美里議員、2番末吉克巳議員、3番岡本則夫議員を指名いたします。

日程第2「会期の決定」の件を議題とします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日1日限りとします。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 異議なし、と認めます。

よって、会期は本日1日と決定しました。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 暫時休憩をいたします。

再開は10時15分からとさせていただきます。

（休憩 午前10時02分）

（再開 午前10時15分）

○副議長（大田直樹議員） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

~~~~~○~~~~~

○副議長（大田直樹議員） 本日、川本英輔議長より議長の辞職願が提出されましたので、副議長の私が議長の職務を行います。よろしく願いいたします。

お諮りいたします。

議長の辞職の件を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○副議長（大田直樹議員） 異議なし、と認めます。

議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定いたしました。

これより、追加日程第1「議長辞職の件」を議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、川本英輔議員の退席を求めます。

（12番川本英輔議員 退席）

○副議長（大田直樹議員） まず、辞職願を議会事務局長に朗読させます。

（議会事務局長 朗読）

○議会事務局長（西谷信樹君） 朗読いたします。

辞職願 このたび一身上の都合により、議長を辞職したいので、許可されるようお願いいたします。

坂町議会副議長様。

平成29年5月1日

坂町議会議長 川本英輔

○副議長（大田直樹議員） お諮りいたします。

川本英輔議員の議長の辞職を許可することに御異議ございませんか。

（「異議なし」という者あり）

○副議長（大田直樹議員） 異議なしの発声がありました。

異議なし、と認めます。

よって、川本英輔議員の議長の辞職を許可することに決定いたしました。

これにて、川本英輔議員には除斥の理由がなくなりましたので、着席を認めます。

（12番川本英輔議員 着席）

~~~~~〇~~~~~

○副議長（大田直樹議員） 暫時休憩いたします。

（休憩 午前10時17分）

（再開 午前10時18分）

○副議長（大田直樹議員） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

~~~~~〇~~~~~

○副議長（大田直樹議員） ただいま、議長が欠けております。

お諮りいたします。

議長の選挙を日程に追加し、追加日程第2として選挙を行います。

御異議ございませんか。

（「異議なし」という者あり）

○副議長（大田直樹議員） 異議なし、と認めます。

よって、議長の選挙を日程に追加し、追加日程第2として選挙を行うことに決定いたしました。

追加日程第2「議長の選挙」を行います。

議会において行う選挙は、地方自治法第118条第1項の規定による投票及び同条第2項の規定による指名推選がございますが、いずれの方法にいたしましょうか。

5番主枝議員。

○5番（主枝幸子議員） 指名推選でお願いしたいと思います。

○副議長（大田直樹議員） 指名推選との声がありましたが、選挙の方法を指名推選によることに御異議ございませんか。

（「異議なし」という者あり）

○副議長（大田直樹議員） 異議なし、と認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

~~~~~〇~~~~~

○副議長（大田直樹議員） 暫時休憩いたします。

（休憩 午前10時20分）

（再開 午前10時24分）

○副議長（大田直樹議員） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

~~~~~〇~~~~~

○副議長（大田直樹議員） 休憩中に採決をとったほうがいいんじゃないかというふうな御意見をいただきましたので、議長の選挙について挙手を求めます。

議長の指名推選に賛成の方の挙手を求めます。

（挙 手 多 数）

○副議長（大田直樹議員） 挙手多数ですので、選挙といたします。

~~~~~○~~~~~

○副議長（大田直樹議員） 暫時休憩いたします。

（休憩 午前10時25分）

（再開 午前10時33分）

○副議長（大田直樹議員） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

~~~~~○~~~~~

○副議長（大田直樹議員） これより、追加日程第2「議長の選挙」を行います。

選挙は投票により行います。

議場の出入り口を閉めます。

（議場閉鎖）

○副議長（大田直樹議員） ただいまの出席議員は12名であります。

次に、立会人を指名いたします。

坂町議会会議規則第31条第2項の規定により、立会人に1番光岡美里議員、2番末吉克巳議員を指名いたします。

投票用紙を配ります。

念のため申し上げます。

投票は単記無記名です。

（投票用紙の配付）

○副議長（大田直樹議員） 投票用紙の配付漏れはございませんか。

ございませんね。

（「配付漏れなし」という者あり）

○副議長（大田直樹議員） 配付漏れなし、と認めます。

投票箱を点検いたします。

それでは、1番光岡議員、2番末吉議員、投票箱を点検いたしますので、立ち会いをお願いいたします。

(立会人投票箱を点検)

○副議長(大田直樹議員) 異常ございませんでしたか。

異常なし、と認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票願います。

点呼をいたします。

(事務局長が議席順に議員氏名を点呼・投票)

○議会事務局長(西谷信樹君) 1番光岡美里議員、2番末吉克巳議員、3番岡本則夫議員、4番中川ゆかり議員、5番主枝幸子議員、6番奥村富士雄議員、7番柚木 喬議員、8番三登信秀議員、9番瀧野純敏議員、10番中 雅洋議員、11番大田直樹議員、12番川本英輔議員。

○副議長(大田直樹議員) 投票漏れはございませんか。

(「投票漏れなし」という者あり)

○副議長(大田直樹議員) 投票漏れなし、と認めます。

投票を終わります。

これより、開票を行います。

それでは、光岡議員、末吉議員、開票の立ち会いをお願いいたします。

(開 票)

○副議長(大田直樹議員) 選挙の結果を報告いたします。

投票総数12票、有効投票11票、無効投票1票です。有効投票のうち、川本英輔議員10票、柚木 喬議員1票、以上のとおりでございます。

この選挙の法定得票数は3票であります。

よって、川本英輔議員が議長に当選いたしました。

議場の出入り口を開きます。

(議場閉鎖解除)

~~~~~○~~~~~

○副議長(大田直樹議員) 暫時休憩いたします。

(休憩 午前10時43分)

(再開 午前10時44分)

○副議長(大田直樹議員) 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

~~~~~〇~~~~~

○副議長（大田直樹議員） ただいま、議長に当選されました川本英輔議員が議場におられますので、本席から、坂町議会会議規則第33条第2項の規定により、議長の当選人となったことを告知いたします。

川本議員から議長就任の挨拶をいただきたいと思います。

（選任された議長挨拶）

○議長（川本英輔議員） ただいま、議長に選任をいただきました川本でございます。まことにありがとうございます。

先ほど来、所信表明で申し上げましたように、議員任期も折り返し地点ということでございます。今、坂町では坂町まち・ひと・しごと創生総合戦略というものを大きな課題といたしておるところでございます。このためには、やはり町民、行政、議会が一体となったこの2年間にしていかなければなりません。少しでも多くの皆さんが賛同いただけるような議会改革をしながら、いろいろなことに挑戦していきたいと考えております。

また、皆さんが考えておることが積極的に提案されることを願っております。

どうぞ、この川本英輔、力不足もあろうかと思いますが、いろんな意見を伺いながら、皆さんとともに町民のために何ができるかということをしっかり努力してまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

○副議長（大田直樹議員） 以上で、議長選挙を終わります。

これで、私の議長としての職務は全て終了いたしました。

御協力ありがとうございました。

~~~~~〇~~~~~

○副議長（大田直樹議員） 暫時休憩いたします。

再開は11時。よろしく。

（休憩 午前10時47分）

（再開 午前11時00分）

○議長（川本英輔議員） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

~~~~~〇~~~~~

○議長（川本英輔議員） 本日、大田直樹副議長より、副議長の辞職願が提出されました。

お諮りします。

副議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第3として議題とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○議長(川本英輔議員) 異議なし、と認めます。

副議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第3として議題とすることに決定しました。

これより、追加日程第3「副議長辞職の件」を議題とします。

地方自治法第117条の規定により、大田直樹議員の退席を求めます。

(11番大田直樹議員 退席)

~~~~~○~~~~~

○議長(川本英輔議員) 暫時休憩します。

(休憩 午前11時01分)

(再開 午前11時01分)

○議長(川本英輔議員) 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長(川本英輔議員) まず、辞職願を議会事務局長に朗読をさせます。

西谷議会事務局長。

(議会事務局長 朗読)

○議会事務局長(西谷信樹君) 朗読いたします。

辞職願 このたび一身上の都合により、副議長を辞職したいので、許可されるようお願いいたします。

坂町議会議長様。

平成29年5月1日

坂町議会副議長 大田直樹

○議長(川本英輔議員) お諮りします。

大田直樹議員の副議長の辞職を許可することに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○議長(川本英輔議員) 異議なし、と認めます。

よって、大田直樹議員の副議長の辞職を許可することに決定しました。

これにて、大田直樹議員には除斥の理由がなくなりましたので、着席を求めます。

(1 1 番大田直樹議員 着席)

~~~~~〇~~~~~

○議長 (川本英輔議員) 暫時休憩します。

(休憩 午前 1 1 時 0 2 分)

(再開 午前 1 1 時 0 2 分)

○議長 (川本英輔議員) 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

~~~~~〇~~~~~

○議長 (川本英輔議員) ただいま、副議長が欠けております。

お諮りします。

副議長の選挙を日程に追加し、追加日程第 4 として選挙を行います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○議長 (川本英輔議員) 異議なし、と認めます。

よって、副議長の選挙を日程に追加し、追加日程第 4 として選挙を行うことに決定しました。

追加日程第 4 「副議長の選挙」を行います。

議会において行う選挙は、地方自治法第 1 1 8 条第 1 項の規定により、投票及び同条第 2 項の規定による指名推選がありますが、いずれの方法にいたしましょうか。

三登議員。

○ 8 番 (三登信秀議員) 指名推選をお願いいたします。

○議長 (川本英輔議員) ほかに御異議ありませんか。

柚木議員。

○ 7 番 (柚木 喬議員) 投票にすべきだと思います。

~~~~~〇~~~~~

○議長 (川本英輔議員) 暫時休憩いたします。

(休憩 午前 1 1 時 0 4 分)

(再開 午前 1 1 時 0 4 分)

○議長 (川本英輔議員) 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

~~~~~〇~~~~~

○議長（川本英輔議員） ただいま、投票との声がありましたので、選挙の方法を投票によることにいたします。

御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 異議なし、と認めます。

よって、選挙の方法は投票によることに決定しました。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 暫時休憩いたします。

（休憩 午前11時05分）

（再開 午前11時09分）

○議長（川本英輔議員） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） これより、追加日程第4「副議長の選挙」を行います。

選挙は投票により行います。

議場の出入り口を閉めます。

（議場閉鎖）

○議長（川本英輔議員） ただいまの出席議員は12名であります。

次に、立会人を指名いたします。

坂町議会会議規則第31条第2項の規定により、立会人に3番岡本則夫議員、4番中川ゆかり議員を指名します。

投票表紙を配ります。

念のため申し上げます。

投票は単記無記名です。

投票用紙の配付漏れがないようによろしく願いいたします。

（投票用紙配付）

○議長（川本英輔議員） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

（「配付漏れなし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 配付漏れなし、と認めます。

投票箱を点検します。それでは岡本議員、中川議員、投票箱を点検しますので、立ち会いをお願いします。

(投票箱点検)

○議長(川本英輔議員) 異常なし、と認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票をお願いします。

点呼をします。

(事務局長が議席順に議員氏名を点呼・投票)

○議会事務局長(西谷信樹君) 1番光岡美里議員、2番末吉克巳議員、3番岡本則夫議員、4番中川ゆかり議員、5番主枝幸子議員、6番奥村富士雄議員、7番柚木 喬議員、8番三登信秀議員、9番瀧野純敏議員、10番中 雅洋議員、11番大田直樹議員、12番川本英輔議員。

○議長(川本英輔議員) 投票漏れはありますか。

(「投票漏れなし」という者あり)

○議長(川本英輔議員) 投票漏れなし、と認めます。

これで投票を終わります。

これより、開票を行います。

それでは、岡本議員、中川議員、開票の立ち会いをお願いいたします。

(開 票)

○議長(川本英輔議員) 選挙の結果を報告します。

投票総数12票、有効投票9票、無効投票3票です。有効投票のうち、大田直樹議員8票、柚木 喬議員1票であります。以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は3票であります。

よって、大田直樹議員が副議長に当選しました。

議場の出入り口を開きます。

(議場閉鎖解除)

~~~~~○~~~~~

○議長(川本英輔議員) 暫時休憩いたします。

(休憩 午前11時17分)

(再開 午前11時22分)

○議長(川本英輔議員) 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） ただいま、副議長に当選されました大田議員が議場におられますので、本席から、坂町会議規則第33条第2項の規定により、副議長の当選人となったことを告知します。

大田直樹議員から、副議長就任の挨拶をいただきたいと思います。

大田直樹副議長。

（選任された副議長挨拶）

○副議長（大田直樹議員） ただいま、副議長に推挙されました。当選させていただきまして、本当にありがとうございます。

所信表明でも申しましたように、議長を、あくまでも副議長で副なので補佐する、黒子に徹するというでまたやってまいりたいと思います。それには皆さんの協力もぜひとも必要になってまいりますので、ぜひ御協力よろしく願いいたします。

ありがとうございました。

○議長（川本英輔議員） 以上で、副議長選挙を終わります。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 暫時休憩いたします。

再開は11時半とさせていただきます。しばらくお待ちください。

（休憩 午前11時24分）

（再開 午前11時30分）

○議長（川本英輔議員） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 日程第3「常任委員会委員の選任について」の件を議題といたします。

お諮りします。

常任委員会委員の選任については、坂町議会委員会条例第6条第1項の規定によって、議長が会議に諮って指名することとなっておりますので、指名します。

総務厚生委員会委員に、1番光岡美里議員、4番中川ゆかり議員、6番奥村富士雄議員、8番三登信秀議員、10番中 雅洋議員、12番川本英輔議員。

産業文教委員会委員に、2番末吉克巳議員、3番岡本則夫議員、5番主枝幸子議員、7番柚木 喬議員、9番瀧野純敏議員、11番大田直樹議員をそれぞれ指名いたします。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○議長(川本英輔議員) 異議なし、と認めます。

よって、ただいま指名しましたように、それぞれの常任委員会の委員に選任することに決定しました。

なお、それぞれの常任委員会の正副委員長は、坂町議会委員会条例第7条第2項の規定により、委員会において互選することとなっております。

これより、それぞれの委員会ごとに互選していただき、その結果を議長に報告してください。

~~~~~○~~~~~

○議長(川本英輔議員) 暫時休憩します。

(休憩 午前11時31分)

(再開 午前11時39分)

○議長(川本英輔議員) 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長(川本英輔議員) ただいま、各委員会で互選されました正副委員長を報告します。

総務厚生委員長に中川ゆかり委員、総務厚生副委員長に奥村富士雄委員、産業文教委員長に瀧野純敏委員、産業文教副委員長に柚木 喬委員、以上でございます。

以上で、日程第3「常任委員会委員の選任について」を終わります。

日程第4「議会運営委員会委員の選任について」の件を議題といたします。

お諮りいたします。

議会運営委員会委員の選任については、坂町議会委員会条例第4条の2及び第6条第2項の規定により、議長において、4番中川ゆかり議員、5番主枝幸子議員、6番奥村富士雄議員、7番柚木 喬議員、8番三登信秀議員、9番瀧野純敏議員の6名をそれぞれ指名します。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○議長(川本英輔議員) 異議なし、と認めます。

よって、ただいま指名しました6名の議員を議会運営委員会委員に選任することに

決定しました。

なお、議会運営委員会の正副委員長は、坂町議会委員会条例第7条第2項の規定により、委員会において互選することとなっております。

これより、委員会で互選していただき、その結果を議長に報告してください。

~~~~~〇~~~~~

○議長（川本英輔議員） 暫時休憩いたします。

（休憩 午前11時41分）

（再開 午前11時46分）

○議長（川本英輔議員） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

~~~~~〇~~~~~

○議長（川本英輔議員） ただいま、議会運営委員会で互選されました正副委員長を報告します。

委員長に5番主枝幸子委員、副委員長に8番三登信秀委員、以上でございます。

以上で、日程第4「議会運営委員会委員の選任について」を終わります。

日程第5「議会広報調査特別委員会委員の選任について」の件を議題といたします。お諮りします。

議会広報調査特別委員会委員の選任については、坂町議会広報発行に関する規定第4条第2項の規定により、議長において、1番光岡美里議員、2番末吉克巳議員、3番岡本則夫議員、4番中川ゆかり議員、6番奥村富士雄議員、8番三登信秀議員、10番中 雅洋議員の7名をそれぞれ指名します。

御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 異議なし、と認めます。

よって、ただいま指名しました7名の議員を、議会広報調査特別委員会委員に選任することに決定しました。

なお、坂町議会広報発行に関する規定第5条の規定により、正副委員長を互選することになっておりますので、これより委員会で互選していただき、その結果を議長に報告してください。

~~~~~〇~~~~~

○議長（川本英輔議員） 暫時休憩いたします。

(休憩 午前 11時48分)

(再開 午前 11時54分)

○議長（川本英輔議員） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） ただいま、議会広報調査特別委員会で互選されました正副委員長を報告します。

委員長に10番中 雅洋委員、副委員長に2番末吉克巳委員、以上でございます。

以上で、日程第5「議会広報調査特別委員会委員の選任について」を終わります。

日程第6「広島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙」の件を議題といたします。

広島県後期高齢者医療広域連合規約第7条第2項及び第8条の規定により、本議会から1名の広域連合議会議員を選出することになっております。

お諮りします。

選出の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、議長による指名推選で行いたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○議長（川本英輔議員） 異議なし、と認めます。

よって、選出の方法は議長による指名推選で行うことに決定しました。

広島県後期高齢者医療広域連合議会議員は、坂町議会において、慣例により総務厚生委員会の委員長が務めることとなっておりますので、中川ゆかり議員を指名します。

お諮りします。

ただいま、指名しました中川ゆかり議員を当選人と定めることに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○議長（川本英輔議員） 異議なし、と認めます。

よって、ただいま指名しました中川ゆかり議員が、広島県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選されました。

ただいま、広島県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選されました中川ゆかり議員が議場におられます。坂町議会会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知

をします。

以上で、日程第6「広島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙」の件を終わります。

~~~~~〇~~~~~

○議長（川本英輔議員） 暫時休憩いたします。

再開は1時とさせていただきます。

（休憩 午前11時56分）

（再開 午後1時00分）

○議長（川本英輔議員） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

~~~~~〇~~~~~

○議長（川本英輔議員） お諮りいたします。

先ほど、各常任委員長、議会運営委員会委員長及び議会広報調査特別委員長から、坂町議会会議規則第75条の規定により、閉会中の継続調査の申し出がありました。これを日程に追加し、追加日程第5として議題にしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 異議なし、と認めます。

よって、閉会中の継続調査についてを日程に追加し、追加日程第5として議題とすることに決定しました。

追加日程第5「閉会中の継続調査について」を議題といたします。

お諮りいたします。

委員長からの申し出のとおり、調査終了まで閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 異議なし、と認めます。

よって、委員長からの申し出のとおり、調査終了まで閉会中の継続調査とすることに決定しました。

以上で、追加日程第5「閉会中の継続調査について」を終わりにいたします。

お諮りいたします。

これより、町側からの議案案件に入ります。

説明員の出席を求めたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○議長(川本英輔議員) 異議なし、と認めます。

よって、説明員の出席を求めます。

~~~~~○~~~~~

○議長(川本英輔議員) 暫時休憩いたします。

(休憩 午後 1時02分)

(再開 午後 1時03分)

○議長(川本英輔議員) 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長(川本英輔議員) 町長から特に発言を求められておりますので、発言を許します。

吉田町長。

○町長(吉田隆行君) 平成29年第3回坂町議会臨時会が開催されるに当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

皆様方におかれましては、御多忙の中を御出席をいただきまして、厚く御礼を申し上げます。

このたびの臨時会では、5件の案件につきまして御審議をお願いをいたしております。案件の内容につきましては、後ほど、御説明をさせていただきたいと存じます。何とぞ、よろしく御審議をくださいまして、御承認を賜りますようお願いを申し上げます。開会の御挨拶とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長(川本英輔議員) 日程第7 報告第2号「専決処分をした事件の報告について(上条トンネル補修工事請負契約の変更について)」を議題にします。

本件について報告を求めます。

吉田町長。

○町長(吉田隆行君) 報告第2号「専決処分をした事件の報告について」御説明を申し上げます。

このたび、上条トンネル補修工事請負契約の変更につきまして、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、議会の皆様に御報告をいたすものでございます。

報告の内容につきましては、契約金額6,102万円を6,238万7,280円に変更をいたすものでございます。

御審議のほど、よろしく願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

柚木議員。

○7番（柚木 喬議員） 上条トンネル、今現在の工事の進捗状況はどういうような形なんでしょうか。完了してるんでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 西谷産業建設課長。

○産業建設課長（西谷伸弘君） 上条トンネル補修工事につきましては、現在、もう完成しているものでございます。

○議長（川本英輔議員） 柚木議員。

○7番（柚木 喬議員） 契約金額の変更の理由をちょっとお願いします。

○議長（川本英輔議員） 西谷産業建設課長。

○産業建設課長（西谷伸弘君） 上条トンネルの変更内容でございますが、上条トンネルは炭素繊維パネルを従来のコンクリートの面に張る工事をやっております。そのコンクリートと炭素繊維パネルの間に注入します接着剤としてのグラウト注入工がございます。これらの数量の変更によりまして、額が追加となったものでございます。

○議長（川本英輔議員） ほかにありませんか。

瀧野議員。

○9番（瀧野純敏議員） 結局、最終的にはこれで終わりですね、この追加金は。

それと、これに関して、完成なら完成らしく、前回も、私、言うように、排水路のほうもきちっとしたものを見てやってください。

○議長（川本英輔議員） 西谷産業建設課長。

○産業建設課長（西谷伸弘君） 上条トンネルにつきましては、これをもちまして全て完了しております。

また、議員言われました排水口等確認をし、終了しております。

以上でございます。

○議長（川本英輔議員） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 質疑なし、と認めます。

これをもって質疑を終結し、報告を終わります。

日程第8 報告第3号「専決処分をした事件の報告について（環状線取付道路改良工事請負契約の変更について）」を議題にします。

本件について報告を求めます。

吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 報告第3号「専決処分をした事件の報告について」御説明を申し上げます。

このたび、環状線取付道路改良工事請負契約の変更につきまして、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、議会の皆様に御報告をいたすものでございます。

報告の内容につきましては、契約金額6,134万4千円を6,619万4,280円に変更をいたすものでございます。

御審議のほど、よろしく願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） これから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

奥村議員。

○6番（奥村富士雄議員） 先ほどもあったんですけども、変更事由をやっぱりここの処分書にも書いておく必要があるんじゃないか。ただ金額の変更だけじゃ、何で変更したんかというのが分からんわけじゃないですか。そういう面で、変更事由を今後はやっぱり書き入れてほしいと思うわけなんですけど、今回の変更事由はどういう理由でしょう。

○議長（川本英輔議員） 西谷産業建設課長。

○産業建設課長（西谷伸弘君） 今回、環状線取付道路の改良変更内容でございますが、この変更内容につきましては、本来、八幡宮の倉庫等、補償対応で補償金を支払うべきところ、工事の対応ということで地権者のほうから要望がございました。工事を補償金を支払わずに、工事補償という形で工事のほうで対応したことから、今回、その内容が変わり、追加となったものでございます。

○議長（川本英輔議員） ほかにありませんか。

柚木議員。

○7番（柚木 喬議員） 今、工事補償がこの差額約450万円ということによろしいんですか。

○議長（川本英輔議員） 西谷産業建設課長。

○産業建設課長（西谷伸弘君） この変更の一番大きな理由としては、工事補償、八幡さんの倉庫等、補償金を支払うところ、工事をしたものが大きな原因で、その他各種数量の精算変更という形の中で、最終的に485万円程度の変更を生じております。以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 暫時休憩いたします。

（休憩 午後 1時11分）

（再開 午後 1時11分）

○議長（川本英輔議員） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 新木総務部長。

○総務部長（新木之博君） お答えいたします。

理由につきまして、実は、この工事で議会の議決をいただく案件については、変更になりましたら、軽微なもの等以外は、再度、議決をいただくということで、議決をいただいた契約金額がまた変更になったため、このたびは500万円未満ということで、議決ではなく、御報告をさせていただいたところです。

理由につきましては、この書式上、この理由を掲載する書式といたしますか、議案内容等になっておりませんので、その部分については、また別途、例えば他の機会に御説明をいたすとか、参考資料を提示させていただくとかいうことで、この部分の本体の内容については、その理由書をちょっとつけるような形にはなっておらないので、その部分は、また別途、検討をさせていただきたいと思っております。

○議長（川本英輔議員） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） ないようですので、これをもって質疑を終結し、報告を終わります。

日程第9 議案第26号「坂町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて」を議題にします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 議案第26号「坂町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて」御説明を申し上げます。

この議案は、地方税法等の一部を改正する法律が去る3月31日に公布されたことに伴い、坂町税条例の一部を改正することについて、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により、議会の承認を求めるものでございます。

新旧対照表を用いて改正の主な内容につきまして御説明を申し上げます。

新旧対照表の1ページをごらんください。

町民税関係といたしまして、1ページの第33条、2ページの第34条の9、14ページの附則第16条の3第2項、16ページの附則第20条の2第4項、17ページの附則第20条の3第4項及び第6項につきましては、上場株式等に係る配当所得等について、従来、納税者が任意に選択されていた課税方式について、所得税と町民税で異なる課税方式を選択することも可能であることを明確化する規定を整備をいたすものでございます。

固定資産税関係といたしましては、6ページから8ページ、第61条第8項、第63条の3、第74条の2につきましては、震災等が発生をし、被災市街地復興推進地域に定められた場合の固定資産税の軽減措置について常設規定を整備をいたすものでございます。

6ページの第63条の2につきましては、居住用超高層建築物に係る税額の案文方法について、区分所有者全員の協議による補正方法の申し出について規定をいたすものでございます。

11ページの附則第10条の3第9項から第11項につきましては、耐震改修が行われた規定長期優良住宅等に対する固定資産税の減額を受けようとする者が提出する申告書について規定を整備をいたすものでございます。

軽自動車税関係といたしましては、12ページから附則第16条につきましては、軽自動車のグリーン化特例について適用期限が2年延長されたことに伴い、条文を整備をいたすものでございます。

その他につきましては、地方税法等の改正に伴う条文の整理でございます。

御審議のほど、よろしくお願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 質疑なし、と認めます。

続いて、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「討論なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 討論なし、と認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） これから、議案第26号「坂町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて」を採決します。

本案は原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（川本英輔議員） 挙手全員です。

議案第26号は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 日程第10 議案第27号「坂町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて」を議題にします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 議案第27号「坂町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて」御説明を申し上げます。

この議案は、地方税法の一部を改正する法律が去る3月31日に公布されたことに伴い、坂町国民健康保険税条例の一部を改正することについて、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により、議会の承認を求めるものでございます。

新旧対照表を用いて改正の主な内容について御説明を申し上げます。

坂町国民健康保険税条例の新旧対照表をごらんください。

1 ページの第 28 条第 1 項第 2 号、第 3 号につきましては、5 割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者の数に乗ずるべき金額を 26 万 5 千円から 27 万円に、2 割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者の数に乗ずるべき金額を 48 万円から 49 万円に引き上げるものでございます。

御審議のほど、よろしく願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 質疑なし、と認めます。

これをもって、質疑を終結します。

続いて、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「討論なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 討論なし、と認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） これから、議案第 27 号「坂町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて」を採決します。

本案は原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（川本英輔議員） 挙手全員です。

議案第 27 号は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 日程第 11 議案第 28 号「平成 29 年度坂町一般会計補正予算（第 1 号）」を議題にします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 議案第 28 号「平成 29 年度坂町一般会計補正予算（第 1 号）」について御説明を申し上げます。

今回の補正は、田島地区の急傾斜地崩壊対策工事につきまして、広島県が工法を検

討している段階での事業費を予算計上いたしておりましたが、詳細設計を実施をいたしましたところ、事業費の増額が見込まれ、対策工事を迅速に実施をするための費用を計上いたしたことにより、既定の予算総額に1,200万円を追加をし、歳入歳出予算の総額を52億7,789万3千円といたすものでございます。

4ページの地方債補正は、事業費に基づき限度額の変更を行うものでございます。それでは、歳入歳出予算につきまして御説明を申し上げます。

まず歳入で、9ページの県支出金、消防費県補助金では、急傾斜地崩壊対策事業600万円を計上いたしました。

町債、消防債では、防災事業債600万円を計上いたしました。

次に歳出で、10ページの消防費、防災事業費では、田島地区急傾斜地崩壊対策工事1,200万円を計上いたしました。

御審議のほど、よろしく願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 質疑なし、と認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

討論はありませんか。

（「討論なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 討論なし、と認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） これから、議案第28号「平成29年度坂町一般会計補正予算（第1号）」を採決します。

本案は原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（川本英輔議員） 挙手全員です。

議案第28号は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 以上で、本臨時会に付された事件は全て終了しました。

最後に、町長から発言を求められております。

吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 平成29年第3回坂町議会臨時会が閉会するに当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本臨時会にお願いをいたしました案件につきましては、原案のとおり御決定をいただきまして、厚くお礼を申し上げます。

なお、報告案件の折に手違いがございまして、大変失礼をいたしました。お許しを願いたいと思います。

時節柄、季節の変わり目を迎えておりますので、皆様方には御自愛をくださいますとともに、なお一層の御指導、御協力を賜りますようお願いを申し上げまして、閉会の御挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（川本英輔議員） これにて、平成29年第3回坂町議会臨時会を閉会します。

○議会事務局長（西谷信樹君） 皆様、御起立をお願いいたします。

（起立）

○議会事務局長（西谷信樹君） 互礼。

（閉会 午後1時24分）